

## ○浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会規則

令和5年2月17日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年浅麓環境施設組合条例第2号）第7条の規定により、浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 審査会の会議は、公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、審査請求に関する審議は、公開しない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、庶務係において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。